

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第百三十一号） 新旧対照条文 目次

一	労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（抄）	1
二	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）	3
三	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）（抄）	14
四	クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）（抄）	20
五	ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）（抄）	31
六	有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）（抄）	34
七	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）（抄）	35
八	機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）（抄）	37
九	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）	42
十	厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）	43
十一	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）（抄）	44
十二	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第一百一号）（抄）	45

○労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第百三十一号）
 新旧対照条文

一 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五十条の二 法第九十六条の二第一項の厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 主として次に掲げる業務を行なう事業</p> <p>イ 別表第四に掲げる業務</p> <p>ロ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>第五十七条 使用者は、次の各号の一に該当する場合においては、遅滞なく、第一号については様式第二十三号の二により、第二号については労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）様式第二十二号により、第三号については同令様式第二十三号により、それぞれの事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第四（第五十条の二関係）</p> <p>一 発電、送電、変電、配電又は蓄電の業務</p>	<p>第五十条の二 法第九十六条の二第一項の厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 主として次に掲げる業務を行なう事業</p> <p>イ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第六の二に掲げる業務</p> <p>ロ （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>第五十七条 使用者は、次の各号の一に該当する場合においては、遅滞なく、第一号については様式第二十三号の二により、第二号については労働安全衛生規則様式第二十二号により、第三号については労働安全衛生規則様式第二十三号により、それぞれの事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>

- 二 金属の溶融、精錬又は熱処理の業務
- 三 金属の溶接又は溶断の業務
- 四 ガラス製造の業務
- 五 石炭、亜炭、アスファルト、ピッチ、木材若しくは樹脂の乾留又はタールの蒸留若しくは精製の業務
- 六 乾燥設備を使用する業務
- 七 油脂、ろう若しくはパラフィンを製造し、若しくは精製し、又はこれらを取り扱う業務
- 八 塗料の噴霧塗装又は焼付けの業務
- 九 圧縮ガス若しくは液化ガスを製造し、又はこれらを取り扱う業務
- 十 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務
- 十一 危険物を製造し、若しくは取り扱い、又は引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う業務
- 十二 労働安全衛生規則第十三条第一項第二号に掲げる業務（同号又に掲げる業務を除く。）

<p>改 正 案</p>	<p>目次 第一編 通則 第一章～第八章（略） 第九章 監督等（第八十五条―第九十八条の三） 第十章（略） 第二編～第四編（略） 附則 第九章 監督等 （削る）</p>
<p>現 行</p>	<p>目次 第一編 通則 第一章～第八章（略） 第九章 監督等（第八十四条の二―第九十八条の三） 第十章（略） 第二編～第四編（略） 附則 第九章 監督等 （計画の届出を要しない仮設の建設物等） 第八十四条の二 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は機械等は、次に該当する建設物又は機械等で、六月未満の期間で廃止するもの（高さ及び長さがそれぞれ十メートル以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ十メートル以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの）とする。 一 その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が二・二キロワット未満である建設物 二 原動機の定格出力が一・五キロワット未満である機械等（法第三十七条第一項の特定機械等を除く。次号及び第八十九条第一号において同じ。） 三 別表第六の二に掲げる業務を行わない建設物又は機械等</p>

(計画の届出をすべき機械等)

第八十五条 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等とする。ただし、別表第七の上欄に掲げる機械等で次の各号のいずれかに該当するものを除く。

一 機械集材装置、運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）
二 架設通路及び足場以外の機械等（法第三十七条第一項の特定機械等及び令第六条第十四号の型枠支保工（以下「型枠支保工」という。）を除く。）で、六月未満の期間で廃止するもの

二 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの

(計画の届出等)

第八十六条 事業者は、別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、様式第二十号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(削る)

(計画の届出等)

第八十五条 法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十号による届書に次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 事業場の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

二 敷地内の建設物及び主要な機械等の配置を示す図面

三 原材料又は製品の取扱い、製造等の作業の方法の概要を記載した書面

四 建築物（前号の作業を行なうものに限る。）の各階の平面図及び断面図並びにその内部の主要な機械等の配置及び概要を示す書面又は図面

五 前号の建築物その他の作業場における労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

2 建設物又は機械等の一部を設置し、移転し、又は変更しようとするときは、前項の規定による届出は、その部分についてのみ行なえば足りるものとする。

第八十六条 別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をする場合における前条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 建設物又は他の機械等とあわせて別表第七の上欄に掲げる機械

2| 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

（法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置）
第八十七条 法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一・二 （略）

（認定の単位）
第八十七条の二 法第八十八条第一項ただし書の規定による認定（次条から第八十八条までにおいて「認定」という。）は、事業場ごとに、所轄労働基準監督署長が行う。

（建設業の特例）
第八十八条 （略）

等について法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあっては、前条第一項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項に規定する届書又は書面若しくは図面等の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

二| 別表第七の上欄に掲げる機械等のみについて法第八十八条第一項の規定による届出をする場合にあっては、前条第一項の規定は適用しないものとする。

3| 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等（以下「特定化学設備等」という。）の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

（法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置）
第八十七条 法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一・二 （略）

（認定の単位）
第八十七条の二 法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（次条から第八十七条の十までにおいて「認定」という。）は、事業場ごとに、所轄労働基準監督署長が行う。

（建設業の特例）
第八十七条の十 （略）

(削る)

(計画の届出をすべき機械等)
第八十八条 法第八十八条第二項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等(同表の二十一の項の上欄に掲げる機械等にあつては放射線装置に限る。次項において同じ。)とする。

2 第八十六条第一項の規定は、別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出をする場合に準用する。

3 特化則第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う特定化学設備等の設置については、法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出は要しないものとする。

(削る)

第八十九条 法第八十八条第二項において準用する同条第一項の厚生労働省令で定める仮設の機械等は、次のとおりとする。

- 一 機械集材装置、運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。)、架設通路及び足場以外の機械等(令第六条第十四号の型わく支保工(以下「型わく支保工」という。)を除く。)で、六月未満の期間で廃止するもの
- 二 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの

(仕事の範囲)

第八十九条 法第八十八条第二項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一 六 (略)

(仕事の範囲)

第八十九条の二 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一 六 (略)

第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

(建設業に係る計画の届出)

第九十一条 建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書(様式第二十一号の二)を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合には、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

一〇六 (略)

2 前項の規定は、法第八十八条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(土石採取業に係る計画の届出)

第九十二条 土石採取業に属する事業の仕事について法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(資格を有する者の参画に係る工事又は仕事の範囲)

第九十二条の二 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める工事は

第九十条 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

(建設業に係る計画の届出)

第九十一条 建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書(様式第二十一号の二)を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合には、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

一〇六 (略)

2 前項の規定は、法第八十八条第四項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(土石採取業に係る計画の届出)

第九十二条 土石採取業に属する事業の仕事について法第八十八条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(資格を有する者の参画に係る工事又は仕事の範囲)

第九十二条の二 法第八十八条第五項の厚生労働省令で定める工事は

、別表第七の上欄第十号及び第十二号に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事とする。

2 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号から第三号までに掲げる仕事にあつては、建設の仕事に限る。）とする。

（計画の作成に参画する者の資格）

第九十二条の三 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

（削る）

、別表第七の上欄第十号及び第十二号に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事とする。

2 法第八十八条第五項の厚生労働省令で定める仕事は、第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号から第三号までに掲げる仕事にあつては、建設の仕事に限る。）とする。

（計画の作成に参画する者の資格）

第九十二条の三 法第八十八条第五項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第六の二（第八十四条の二関係）

一 発電、送電、変電、配電又は蓄電の業務

二 金属の溶融、精錬又は熱処理の業務

三 金属の溶接又は溶断の業務

四 ガラス製造の業務

五 石炭、亜炭、アスファルト、ピッチ、木材若しくは樹脂の乾り

ゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製の業務

六 乾燥設備を使用する業務

七 油脂、ろう若しくはパラフィンを製造し、若しくは精製し、又は

はこれらを取り扱う業務

八 塗料の噴霧塗装又は焼付けの業務

九 圧縮ガス若しくは液化ガスを製造し、又はこれらを取り扱う業務

十 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務

十一 危険物を製造し、若しくは取り扱い、又は引火点が六十五度

以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う業務

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

機械等の種類	事項	図面等
(略) 二十一 電離則第十五条第一項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器を除く。以下この項において同じ。）	放射線装置を用いる業務、製品及び作業工程の概要	一 管理区域を示す 図面 二 放射線装置摘要書（様式第二十七号）

別表第九（第九十二条の三関係）

工事又は仕事の区 資格

十二 第十三条第一項第二号に掲げる業務（同号又に掲げる業務を除く。）

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

機械等の種類	事項	図面等
(略) 二十一 電離則第十五条第一項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器を除く。）、電離則第十五条第一項の放射線装置室、電離則第二十二條第二項の放射性物質取扱作業室又は電離則第二条第二項の放射性物質に係る貯蔵施設	上欄に掲げる機械等を用いる業務、製品及び作業工程の概要	一 管理区域を示す 図面 二 放射線装置に於ては放射線装置摘要書（様式第二十七号） その他、その他の機械等にあつては放射線装置室等摘要書（様式第二十八号）

別表第九（第九十二条の三関係）

工事又は仕事の区 資格

分	<p>(略)</p> <p>第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事(ダム)の建設の仕事を除く。</p>	<p>一 三 (略)</p>	<p>第八十九条第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事(同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。)</p> <p>一 次のイからハまでのいずれにも該当する者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 次に掲げる仕事の区分に応じ、それぞれに掲げる仕事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験を有すること。</p> <p>(1) 第八十九条第二号の仕事及び第九十条第一号の仕事のうちダムの建設の仕事 ダムの建設の仕事</p> <p>(2) 第八十九条第三号の仕事並びに第九十条第二号及び第二号の二の仕事のうち建設の仕事 橋梁<small>きょうりやう</small>の建設の仕事</p> <p>(3) 第八十九条第四号及び第五号の仕事並びに第九十条第三号の仕事のうち建設の仕事 ずい道等の建設の仕事</p> <p>(4) 第八十九条第六号及び第九十条第五号の仕事 圧気工法による作業を行う</p>
分	<p>(略)</p> <p>第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事(ダム)の建設の仕事を除く。</p>	<p>一 三 (略)</p>	<p>第八十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事(同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。)</p> <p>一 次のイからハまでのいずれにも該当する者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 次に掲げる仕事の区分に応じ、それぞれに掲げる仕事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験を有すること。</p> <p>(1) 第八十九条の二第二号の仕事及び第九十条第一号の仕事のうちダムの建設の仕事 ダムの建設の仕事</p> <p>(2) 第八十九条の二第三号の仕事並びに第九十条第二号及び第二号の二の仕事のうち建設の仕事 橋梁<small>きょうりやう</small>の建設の仕事</p> <p>(3) 第八十九条の二第四号及び第五号の仕事並びに第九十条第三号の仕事のうち建設の仕事 ずい道等の建設の仕事</p> <p>(4) 第八十九条の二第六号及び第九十条第五号の仕事 圧気工法による作業を</p>

	<p>仕事 (5) (略) ハ (略) 二・三 (略)</p>	<p>様式第20号 (第86条関係) (別添1)</p> <p>様式第20号の3 (第87条の5関係) (別添2)</p> <p>様式第20号の4 (第87条の7関係) (別添3)</p> <p>(削る)</p>
	<p>行う仕事 (5) (略) ハ (略) 二・三 (略)</p>	<p>様式第20号 (第85条、第86条関係) (別添1)</p> <p>様式第20号の3 (第87条の5関係) (別添2)</p> <p>様式第20号の4 (第87条の7関係) (別添3)</p> <p>様式第28号 (別表第7関係)</p>

改 正 案	現 行
<p>（設置届）</p> <p>第十条 事業者は、ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ボイラー設置届（様式第十一号）にボイラー明細書（様式第三号）及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（設置届）</p> <p>第十条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー設置届（様式第十一号）にボイラー明細書（様式第三号）及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項の規定による届出をする場合における労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第八十五条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一 建築物又は他の機械等とあわせてボイラーについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項のボイラー設置届並びにボイラー明細書及び書面の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。</p> <p>二 ボイラーのみについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項の規定は適用しないものとする。</p> <p>3 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、ボイラーを設置しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、ボイラー設置届（様式第十一号）に第一項のボ</p>

(移動式ボイラーの設置報告)

第十一条 移動式ボイラーを設置しようとする者は、あらかじめ、ボイラー設置報告書(様式第十二号)にボイラー明細書(様式第三号)及びボイラー検査証(様式第六号)を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定(以下「認定」という。)を受けた事業者については、この限りでない。

(落成検査)

第十四条 (略)

2 (略)

3 落成検査を受けようとする者は、ボイラー落成検査申請書(様式第十五号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第十条の届出をしていないときは、同条のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(就業制限)

第二十三条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者(以下「ボイラー技士」という。)でなければ、当該業務につかせるはならない。ただし、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第四十二条に規定する場

イラー明細書及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(移動式ボイラーの設置報告)

第十一条 移動式ボイラーを設置しようとする者は、あらかじめ、ボイラー設置報告書(様式第十二号)にボイラー明細書(様式第三号)及びボイラー検査証(様式第六号)を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、法第八十八条第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「認定」という。)を受けた事業者については、この限りでない。

(落成検査)

第十四条 (略)

2 (略)

3 落成検査を受けようとする者は、ボイラー落成検査申請書(様式第十五号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第十条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(就業制限)

第二十三条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者(以下「ボイラー技士」という。)でなければ、当該業務につかせるはならない。ただし、安衛則第四十二条に規定する場合は、この限りでない。

合は、この限りでない。

2 (略)

(変更届)

第四十一条 事業者は、ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ボイラー変更届（様式第二十号）にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一～四 (略)

(削る)

(削る)

(変更検査)

第四十二条 ボイラーについて前条各号のいずれかに掲げる部分又は設備に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認められたボイラーについては、この限りでない。

2 (略)

(変更届)

第四十一条 ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー変更届（様式第二十号）にボイラー検査証及びその変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「前項のボイラー設置届並びにボイラー明細書及び書面」とあるのは、「第四十一条第一項のボイラー変更届及び書面」と読み替えるものとする。

3 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、ボイラーについて第一項各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、ボイラー変更届（様式第二十号）にボイラー検査証及び第一項の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(変更検査)

第四十二条 ボイラーについて前条第一項各号のいずれかに掲げる部分又は設備に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認められたボイラーについては、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下この章において「変更検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー変更検査申請書（様式第二十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、ボイラー検査証及び同条の書面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

3 (略)

(設置届)

第五十六条 事業者は、第一種圧力容器を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、第一種圧力容器設置届（様式第二十四号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）並びに第一種圧力容器の設置場所の周囲の状況及び配管の状況を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(削る)

2 前項の規定による検査（以下この章において「変更検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー変更検査申請書（様式第二十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、ボイラー検査証及び同条第一項の書面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

3 (略)

(設置届)

第五十六条 第一種圧力容器を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、第一種圧力容器設置届（様式第二十四号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）並びに第一種圧力容器の設置場所の周囲の状況及び配管の状況を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をする場合における安衛則第八十五条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 建築物又は他の機械等とあわせて第一種圧力容器について法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項の第一種圧力容器設置届並びに第一種圧力容器明細書及び書面の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

二 第一種圧力容器のみについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項の規定は適用しないものとする。

3 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、第一種

(削る)

(落成検査)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 落成検査を受けようとする者は、第一種压力容器落成検査申請書(様式第十五号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第五十六条の届出をしていないときは、同条の第一種压力容器明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(変更届)

第七十六条 事業者は、第一種压力容器の胴、鏡板、底板、管板、蓋板又はステーを変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、第一種压力容器変更届(様式第二十号)に第一種压力容器検査証及び変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

压力容器を設置しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、第一種压力容器設置届(様式第二十四号)に第一項の第一種压力容器明細書及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(落成検査)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 落成検査を受けようとする者は、第一種压力容器落成検査申請書(様式第十五号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第五十六条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の第一種压力容器明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(変更届)

第七十六条 第一種压力容器の胴、鏡板、底板、管板、ふた板又はステーを変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、第一種压力容器変更届(様式第二十号)に第一種压力容器検査証及び変更の内容を示す書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 第五十六条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「前項の第一種压力容器設置届並びに第一種压力容器明細書及び書面」とあるのは、「第七十六条第一項の第一種压力容器変更届及び書面」と読み替えるものとする。

3 事業者(法第八十八条第一項本文の事業者を除く。)は、第一項

(変更検査)

第七十七条 前条に規定する第一種圧力容器の部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該第一種圧力容器について所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた第一種圧力容器については、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下この章において「変更検査」という。）を受けようとする者は、第一種圧力容器変更検査申請書（様式第二十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、第一種圧力容器検査証及び同条の書面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

3 (略)

に規定する第一種圧力容器の部分を変更しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、第一種圧力容器変更届（様式第二十号）に第一種圧力容器検査証及び第一項の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(変更検査)

第七十七条 前条第一項に規定する第一種圧力容器の部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該第一種圧力容器について所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた第一種圧力容器については、この限りでない。

2 前項の規定による検査（以下この章において「変更検査」という。）を受けようとする者は、第一種圧力容器変更検査申請書（様式第二十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、第一種圧力容器検査証及び同条第一項の書面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

3 (略)

改正案	現行
<p>（設置届）</p> <p>第五条 事業者は、クレーンを設置しようとするときは、労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、クレーン設置届（様式第二号）にクレーン明細書（様式第三号）、クレーンの組立図、別表の上欄に掲げるクレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（設置届）</p> <p>第五条 クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、クレーン設置届（様式第二号）にクレーン明細書（様式第三号）、クレーンの組立図、別表の上欄に掲げるクレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>2 前項の規定による届出をする場合における労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第八十八条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一 建築物又は他の機械等とあわせてクレーンについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項の規定により提出する届書その他の書類の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。</p> <p>二 クレーンのみについて法第八十八条第一項の規定による届出をする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項の規定は適用しないものとする。</p> <p>3 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、クレー</p>

(落成検査)

第六条 (略)

255 (略)

6 落成検査を受けようとする者は、クレーン落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定(以下「認定」という。)を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(特別の教育)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(変更届)

第四十四条 事業者は、クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定に

ンを設置しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、クレーン設置届(様式第二号)に第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(落成検査)

第六条 (略)

255 (略)

6 落成検査を受けようとする者は、クレーン落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「認定」という。)を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(特別の教育)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(変更届)

第四十四条 設置されているクレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の

より、クレーン変更届（様式第十二号）にクレーン検査証及び変更しようとする部分（第五号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇六 （略）

（削る）

（削る）

（変更検査）

第四十五条 前条第一号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

2 （略）

3 変更検査を受けようとする者は、クレーン変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

（変更届）

規定による届出をしようとするときは、クレーン変更届（様式第十二号）にクレーン検査証及び変更しようとする部分（第五号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇六 （略）

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。

3 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、クレーンについて、第一項各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、クレーン変更届（様式第十二号）に第一項の検査証及び図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（変更検査）

第四十五条 前条第一項第一号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。

2 （略）

3 変更検査を受けようとする者は、クレーン変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

（変更届）

第八十五条 事業者は、移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、移動式クレーン変更届（様式第十二号）に移動式クレーン検査証及び変更しようとする部分（第五号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇七 （略）

（削る）

（削る）

（変更検査）

第八十六条 前条第一号又は第七号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた移動式クレーンについては、この限りでない。

2 （略）

3 変更検査を受けようとする者は、移動式クレーン変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をして

第八十五条 設置されている移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、移動式クレーン変更届（様式第十二号）に移動式クレーン検査証及び変更しようとする部分（第五号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇七 （略）

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「移動式クレーン」と読み替えるものとする。

3 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、移動式クレーンについて、第一項各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、移動式クレーン変更届（様式第十二号）に第一項の検査証及び図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（変更検査）

第八十六条 前条第一項第一号又は第七号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた移動式クレーンについては、この限りでない。

2 （略）

3 変更検査を受けようとする者は、移動式クレーン変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第

いないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(設置届)

第九十六条 事業者は、デリックを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、デリック設置届(様式第二十三号)にデリック明細書(様式第二十四号)、デリックの組立図、別表の上欄に掲げるデリックの種類に应じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 土木、建築等の工事の作業に用いるデリックについては、同一の作業場において移設する必要がある、かつ、当該移設する箇所を予定することができるときは、当該移設についての第一項の規定による届出は、当該移設前の設置についての同項の規定による届出と併せて行うことができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(落成検査)

三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(設置届)

第九十六条 デリックを設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、デリック設置届(様式第二十三号)にデリック明細書(様式第二十四号)、デリックの組立図、別表の上欄に掲げるデリックの種類に应じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 土木、建築等の工事の作業に用いるデリックについては、同一の作業場において移設する必要がある、かつ、当該移設する箇所を予定することができるときは、当該移設についての第一項の規定による届出は、当該移設前の設置についての同項の規定による届出と併せて行なうことができる。

3 第五条第二項の規定は、前二項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「デリック」と読み替えるものとする。

4 事業者(法第八十八条第一項本文の事業者を除く。)は、デリックを設置しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定によりデリック設置届(様式第二十三号)に第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

5 第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。

(落成検査)

第九十七条 (略)

2・3 (略)

4 落成検査を受けようとする者は、デリック落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項の届出をしていないときは、同項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(デリック検査証)

第九十九条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したデリック又は第九十七条第一項ただし書のデリックについて、同条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、デリック検査証(様式第七号)を交付するものとする。この場合において、土木、建築等の工事の作業に用いるデリックで、第九十六条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により届出がなされた場合における移設後のデリックについてのデリック検査証の交付については、当該移設前のデリックについてのデリック検査証の交付をもつてこれに代えることができる。

2・3 (略)

(変更届)

第二百二十九条 事業者は、デリックについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、デリック変更届(様式第十二号)にデリック検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第九十七条 (略)

2・3 (略)

4 落成検査を受けようとする者は、デリック落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第四項の届出をしていないときは、同条第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(デリック検査証)

第九十九条 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したデリック又は第九十七条第一項ただし書のデリックについて、同条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、デリック検査証(様式第七号)を交付するものとする。この場合において、土木、建築等の工事の作業に用いるデリックで、第九十六条第二項の規定により届出がなされた場合における移設後のデリックについてのデリック検査証の交付については、当該移設前のデリックについてのデリック検査証の交付をもつてこれに代えることができる。

2・3 (略)

(変更届)

第二百二十九条 設置されているデリックについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、デリック変更届(様式第十二号)にデリック検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(削る)

(変更検査)

第三十条 前条第一号又は第七号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該デリックについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたデリックについては、この限りでない。

2 (略)

3 変更検査を受けようとする者は、デリック変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(設置届)

第四十条 事業者は、エレベーターを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、エレベーター設置届(様式第二十六号)にエレベーター明細書(様式第二十七号)、エレベーターの

一〇七 (略)

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「デリック」と読み替えるものとする。

3 事業者(法第八十八条第一項本文の事業者を除く。)は、デリックについて、第一項各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、デリック変更届(様式第十二号)に第一項の検査証及び図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(変更検査)

第三十条 前条第一項第一号又は第七号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該デリックについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたデリックについては、この限りでない。

2 (略)

3 変更検査を受けようとする者は、デリック変更検査申請書(様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(設置届)

第四十条 エレベーターを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、エレベーター設置届(様式第二十六号)にエレベーター明細書(様式第二十七号)

組立図、別表の上欄に掲げるエレベーターの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(落成検査)

第四百四十一条 (略)

2・3 (略)

4 落成検査を受けようとする者は、エレベーター落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項の届出をしていないときは、同項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

5 (略)

、エレベーターの組立図、別表の上欄に掲げるエレベーターの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

3 第五条第二項の規定は、前二項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「エレベーター」と読み替えるものとする。

4 事業者(法第八十八条第一項本文の事業者を除く。)は、エレベーターを設置しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定によりエレベーター設置届(様式第二十六号)に第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

5 第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。

(落成検査)

第四百四十一条 (略)

2・3 (略)

4 落成検査を受けようとする者は、エレベーター落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第四項の届出をしていないときは、同条第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

5 (略)

(変更届)

第六十三條 事業者は、エレベーターについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八條第一項の規定により、エレベーター変更届（様式第十二号）にエレベーター検査証及び変更しようとする部分（第四号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一五 (略)

(削る)

(削る)

(変更検査)

第六十四條 前条第一号又は第五号に該当する部分について変更を加えた者は、法第三十八條第三項の規定により、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたエレベーターについては、この限りでない。

2 (略)

3 変更検査を受けようとする者は、エレベーター変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしてい

(変更届)

第六十三條 設置されているエレベーターについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八條第一項の規定による届出をしようとするときは、エレベーター変更届（様式第十二号）にエレベーター検査証及び変更しようとする部分（第四号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一五 (略)

2 第五條第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同條第二項中「クレーン」とあるのは、「エレベーター」と読み替えるものとする。

3 事業者（法第八十八條第一項本文の事業者を除く。）は、エレベーターについて、第一項各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、同條第二項において準用する同條第一項の規定により、エレベーター変更届（様式第十二号）に第一項の検査証及び図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(変更検査)

第六十四條 前条第一項第一号又は第五号に該当する部分について変更を加えた者は、法第三十八條第三項の規定により、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたエレベーターについては、この限りでない。

2 (略)

3 変更検査を受けようとする者は、エレベーター変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三

ないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(設置届)

第七十四條 事業者は、建設用リフトを設置しようとするときは、第八十八條第一項の規定により、建設用リフト設置届(様式第三十号)に建設用リフト明細書(様式第三十一号)、建設用リフトの組立図、別表の上欄に掲げる建設用リフトの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(落成検査)

第七十五條 (略)

2・3 (略)

4 落成検査を受けようとする者は、建設用リフト落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成

項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

(設置届)

第七十四條 建設用リフトを設置しようとする事業者が、第八十八條第一項の規定による届出をしようとするときは、建設用リフト設置届(様式第三十号)に建設用リフト明細書(様式第三十一号)、建設用リフトの組立図、別表の上欄に掲げる建設用リフトの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 第五條第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同條第二項中「クレーン」とあるのは、「建設用リフト」と読み替えるものとする。

3 事業者(法第八十八條第一項本文の事業者を除く。)は、建設用リフトを設置しようとするときは、同條第二項において準用する同條第一項の規定により建設用リフト設置届(様式第三十号)に第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(落成検査)

第七十五條 (略)

2・3 (略)

4 落成検査を受けようとする者は、建設用リフト落成検査申請書(様式第四号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより前條第一項又は第三項の届出をしていないときは、同條第一項の明細書、組立図、強度計

検査に必要な書面を添付するものとする。

(変更届)

第九十七条 事業者は、建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、建設用リフト変更届（様式第十二号）に建設用リフト検査証及び変更しようとする部分（第六号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇六 (略)

(削る)

(削る)

(変更検査)

第九十八条 前条第一号又は第二号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該建設用リフトについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた建設用リフトについては、この限りでない。

2 (略)

3 変更検査を受けようとする者は、建設用リフト変更検査申請書（

算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

(変更届)

第九十七条 設置されている建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、建設用リフト変更届（様式第十二号）に建設用リフト検査証及び変更しようとする部分（第六号に掲げるものを除く。）の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇六 (略)

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「クレーン」とあるのは、「建設用リフト」と読み替えるものとする。

3 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、建設用リフトについて、第一項各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、建設用リフト変更届（様式第十二号）に第一項の検査証及び図面を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(変更検査)

第九十八条 前条第一号又は第二号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該建設用リフトについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた建設用リフトについては、この限りでない。

2 (略)

3 変更検査を受けようとする者は、建設用リフト変更検査申請書（

様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
。この場合において、認定を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

様式第十三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
。この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

改正案	現行
<p>（設置届）</p> <p>第十条 事業者は、ゴンドラを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ゴンドラ設置届（様式第十号）にゴンドラ明細書（製造検査済又は使用検査済の印を押したもの）、ゴンドラ検査証及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（設置届）</p> <p>第十条 ゴンドラを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、ゴンドラ設置届（様式第十号）にゴンドラ明細書（製造検査済又は使用検査済の印を押したもの）、ゴンドラ検査証及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 前項の規定による届出をする場合における労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第八十五条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>一 建築物又は他の機械等とあわせてゴンドラについて法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項に規定する届書及び書類の記載事項のうち、前項の規定により提出する届書その他の書類の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。</p> <p>二 ゴンドラのみについて法第八十八条第一項の規定による届出をする場合にあつては、安衛則第八十五条第一項の規定は適用しないものとする。</p> <p>3 事業者（法第八十八条第一項本文の事業者を除く。）は、ゴンドラを設置しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定によりゴンドラ設置届（様式第十号）に第一項の明細書、検査証及び書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなけれ</p>

(特別の教育)

第十二条 (略)

2 (略)

3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(変更届)

第二十八条 事業者は、ゴンドラについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、ゴンドラ変更届(様式第十二号)にゴンドラ検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一、六 (略)

(削る)

(削る)

(変更検査)

第二十九条 前条各号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十

ばならない。

(特別の教育)

第十二条 (略)

2 (略)

3 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(変更届)

第二十八条 設置されているゴンドラについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、ゴンドラ変更届(様式第十二号)にゴンドラ検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一、六 (略)

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。

3 事業者(法第八十八条第一項本文の事業者を除く。)は、ゴンドラについて、第一項各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、同条第二項において準用する同条第一項の規定により、ゴンドラ変更届(様式第十二号)に第一項の検査証及び図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(変更検査)

第二十九条 前条第一項各号に該当する部分に変更を加えた者は、法

八条第三項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたゴンドラについては、この限りでない。

2・3 (略)

4 変更検査を受けようとする者は、ゴンドラ変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたことにより前条の届出をしていないときは、同条の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第三十八条第三項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたゴンドラについては、この限りでない。

2・3 (略)

4 変更検査を受けようとする者は、ゴンドラ変更検査申請書（様式第十三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

改正案	現行
<p>(設置届) 第十八条の三 (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする事業者は、局所排気装置特例稼働許可申請書(様式第二号の二)に申請に係る局所排気装置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第八十八条第一項本文に規定する届出(以下この号において「届出」という。)を行ったことを証明する書面(同条第一項ただし書の規定による認定を受けたことにより届出を行っていない事業者にあつては、当該認定を受けていることを証明する書面)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 6 (略)</p>	<p>(設置届) 第十八条の三 (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする事業者は、局所排気装置特例稼働許可申請書(様式第二号の二)に申請に係る局所排気装置に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第八十八条第一項本文(同条第二項において準用する場合を含む。)<u>に規定する届出(以下この号において「届出」という。)</u>を行ったことを証明する書面(同条第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。))<u>の規定による認定を受けたことにより届出を行っていない事業者にあつては、当該認定を受けていることを証明する書面)</u></p> <p>五 (略)</p> <p>3 6 (略)</p>

改正案		現行	
<p>（登録の区分）</p> <p>第十九条の三 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具</p>		<p>（登録の区分）</p> <p>第十九条の三 法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>（新設）</p>	
<p>（登録）</p> <p>第五十三条 安衛則別表第九に規定する登録は、次の表の上欄に掲げる登録に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修を行おうとする者の申請により行う。</p>		<p>（登録）</p> <p>第五十三条 安衛則別表第九に規定する登録は、次の表の上欄に掲げる登録に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる研修を行おうとする者の申請により行う。</p>	
<p>（略）</p> <p>安衛則別表第九第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム<small>の建設の仕事を除く</small>）の項第一号口及び第八十九条第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダム<small>の建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲</small></p>	<p>（略）</p> <p>安衛則別表第九第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム<small>の建設の仕事を除く</small>）の項第一号口及び第八十九条第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダム<small>の建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲</small></p>	<p>（略）</p> <p>安衛則別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム<small>の建設の仕事を除く</small>）の項第一号口及び第八十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダム<small>の建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第</small></p>	<p>（略）</p> <p>安衛則別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム<small>の建設の仕事を除く</small>）の項第一号口及び第八十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダム<small>の建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第</small></p>

2 (略)	<p>げる仕事にあつては建設の仕事に限る。)の項第一号ハの登録</p>
	<p>げる仕事にあつては建設の仕事に限る。)の項第一号ハの研修(以下この章において「仕事に関する研修」という。)</p>

2 (略)	<p>三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。)の項第一号ハの登録</p>
	<p>三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。)の項第一号ハの研修(以下この章において「仕事に関する研修」という。)</p>

改正案	現行
<p>(新規検定の場所)</p> <p>第七条 新規検定は、次の各号に掲げる機械等の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行う。ただし、第一号に掲げる機械等の新規検定は、現品の運搬が著しく困難である場合その他特別の事情がある場合には、新規検定申請者の希望する場所において行うことができる。</p> <p>一 令第十四条の二第三号から第六号まで及び第九号から第十三号までに掲げる機械等 型式検定実施者の所在する場所</p> <p>二 (略)</p> <p>(型式検定の基準)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 型式検定を受けようとする者であつて、随時他の者の有する作動試験用のプレス機械若しくはシャヤ(ポジティブクラッチ付きのものを除く。)、作動試験用のゴム、ゴム化合物若しくは合成樹脂を練るロール機、法別表第二第一号に掲げる機械等の作動試験機、爆発試験設備、振動試験設備、加速度測定設備、防じん試験設備、作動試験用のジブクレーン、作動試験用の移動式クレーン、二酸化炭素濃度上昇値試験設備、排気弁の作動気密試験設備、漏れ率試験設備、ぬれ抵抗試験設備、面体の気密試験設備、公称稼働時間試験設備又は騒音試験設備を利用することができるものは、前項第二号の規定の適用については、これらの設備を有する者とみなす。</p>	<p>(新規検定の場所)</p> <p>第七条 新規検定は、次の各号に掲げる機械等の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行う。ただし、第一号に掲げる機械等の新規検定は、現品の運搬が著しく困難である場合その他特別の事情がある場合には、新規検定申請者の希望する場所において行うことができる。</p> <p>一 令第十四条の二第三号から第六号まで及び第九号から第十二号までに掲げる機械等 型式検定実施者の所在する場所</p> <p>二 (略)</p> <p>(型式検定の基準)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 型式検定を受けようとする者であつて、随時他の者の有する作動試験用のプレス機械若しくはシャヤ(ポジティブクラッチ付きのものを除く。)、作動試験用のゴム、ゴム化合物若しくは合成樹脂を練るロール機、法別表第二第一号に掲げる機械等の作動試験機、爆発試験設備、振動試験設備、加速度測定設備、防じん試験設備、作動試験用のジブクレーン、作動試験用の移動式クレーン、二酸化炭素濃度上昇値試験設備、排気弁の作動気密試験設備、漏れ率試験設備、ぬれ抵抗試験設備又は面体の気密試験設備を利用することができるものは、前項第二号の規定の適用については、これらの設備を有する者とみなす。</p>

(型式検定合格証の有効期間)

第十条 法第四十四条の三第一項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる機械等に係る型式ごとに、当該各号に定める期間とする。ただし、当該型式検定合格証に係る型式検定(当該型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る法第四十四条の三第二項の規定による型式検定(以下「更新検定」という。))の基準となつた第八条第一項第一号の規格について変更が行われた場合は、当該規格が当該型式検定の基準として効力を有することとされる間に限る。

一 (略)

二 令第十四条の二第五号、第六号及び第十三号に掲げる機械等
五年

(型式検定合格標章)

第十四条 法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所(次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごとにそれぞれの見やすい箇所)に、型式検定合格標章(様式第十一号)を付すことにより行わなければならない。

一 令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができるもの(以下「取替え式のもの」という。)ろ過材及び面体

二 令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができないもの(以下「使い捨て式のもの」という。)面体

三 令第十四条の二第六号の防毒マスク 吸収缶(防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できる

(型式検定合格証の有効期間)

第十条 法第四十四条の三第一項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる機械等に係る型式ごとに、当該各号に定める期間とする。ただし、当該型式検定合格証に係る型式検定(当該型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る法第四十四条の三第二項の規定による型式検定(以下「更新検定」という。))の基準となつた第八条第一項第一号の規格について変更が行われた場合は、当該規格が当該型式検定の基準として効力を有することとされる間に限る。

一 (略)

二 令第十四条の二第五号及び第六号に掲げる機械等
五年

(型式検定合格標章)

第十四条 法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所(令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができるもの(以下「取替え式のもの」という。))にあつてはろ過材及び面体ごとにろ過材の取替えができないもの(以下「使い捨て式のもの」という。))にあつては面体ごとに、同条第六号の防毒マスクにあつては吸収缶(防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材)及び面体ごとにそれぞれの見やすい箇所)に、型式検定合格標章(様式第十一号)を付すことにより行わなければならない。

ものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）及び面体
 四 令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち
 、電動ファンが分離できるもの 電動ファン、ろ過材及び面体等
 （面体、フード又はフェイスシールドをいう。次号において同じ
 ）。

五 令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち
 、電動ファンが分離できないもの ろ過材及び面体等

別表第一（第六条関係）

機械等の種類	現品その他型式検定を受ける ために必要なもの	数
(略)	(略)	(略)
令第十四条の二第十三号 に掲げる機械等	現品	七
	ろ過材	十四
	排気弁及び弁座（排気弁を有 するものに限る。）	三

別表第二（第八条関係）

種類	設備
(略)	(略)
令第十四条の二第十三号 に掲げる機械等	一 粒子捕集効率測定設備 二 漏れ率試験設備 三 公称稼働時間試験設備 四 騒音試験設備 五 面体を有するものにあつては、二 酸化炭素濃度上昇値試験設備 六 面体を有するものにあつては、通 気抵抗試験設備

別表第一（第六条関係）

機械等の種類	現品その他型式検定を受ける ために必要なもの	数
(略)	(略)	(略)
(新設)		

別表第二（第八条関係）

種類	設備
(略)	(略)
(新設)	

別表第三（第八条関係）

<p>令第十四条の二第十三号に掲げる機械等</p>	<p>種類 (略)</p>	<p>資格 (略)</p> <p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 八年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの</p>		<p>七 面体を有するものにあつては、排気弁の作動気密試験設備</p> <p>八 面体を有するものにあつては、内圧試験設備</p> <p>九 フード又はフェイスシールドを有するものにあつては、最低必要風量試験設備</p>
---------------------------	-------------------	--	--	--

別表第三（第八条関係）

<p>(新設)</p>	<p>種類 (略)</p>	<p>資格 (略)</p>		
-------------	-------------------	-------------------	--	--

する者

様式第6号(3) (第6条関係)

労働衛生保護具新規検定申請書

(略)

備考

1 「品名」の欄は、防じんマスク、防毒マスク又は電動ファン付き呼吸用保護具の別を記入すること。

2～8 (略)

様式第9号(3) (第11条関係)

労働衛生保護具更新検定申請書

(略)

備考

1 「品名」の欄は、防じんマスク、防毒マスク又は電動ファン付き呼吸用保護具の別を記入すること。

2～5 (略)

様式第11号(3)甲 (第14条関係)

(別添4)

様式第11号(3)乙 (第14条関係)

(別添5)

様式第6号(3) (第6条関係)

労働衛生保護具新規検定申請書

(略)

備考

1 「品名」の欄は、防じんマスク又は防毒マスクの別を記入すること。

2～8 (略)

様式第9号(3) (第11条関係)

労働衛生保護具更新検定申請書

(略)

備考

1 「品名」の欄は、防じんマスク又は防毒マスクの別を記入すること。

2～5 (略)

様式第11号(3)甲 (第14条関係)

(別添4)

様式第11号(3)乙 (第14条関係)

(別添5)

九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)
<p>読替えに係る ボイラー及び 压力容器安全 規則の規定</p>	<p>読み替えられ る字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（ボイラー及び压力容器安全規則等を適用する場合の読替え） 第四十三条 法第四十五条の規定によりボイラー及び压力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第二十三条第一項</p>	<p><u>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）以下「安衛則」という。</u> 第四十二条</p>	<p><u>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）以下「安衛則」という。</u>（第四十二条） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第四十一条第三項の規定により適用される場合を含む。）</p>	<p>（ボイラー及び压力容器安全規則等を適用する場合の読替え） 第四十三条 法第四十五条の規定によりボイラー及び压力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第二十三条第一項</p>	<p><u>安衛則第四十条</u></p>	<p>読み替える字句</p>	<p><u>安衛則第四十二条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第四十一条第三項の規定により適用される場合を含む。）</u></p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（建設安全対策室及び調査官） 第三十七条（略）</p> <p>2 建設安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項の規定による計画の届出に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。</p> <p>二（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（建設安全対策室及び調査官） 第三十七条（略）</p> <p>2 建設安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第三項の規定による計画の届出に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。</p> <p>二（略）</p> <p>3・4（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（作業の届出） 第五条（略） 2 前項の規定は、<u>法第八十八条第三項</u>の規定による届出をする場合 にあつては、適用しない。</p>	<p>（作業の届出） 第五条（略） 2 前項の規定は、<u>法第八十八条第四項</u>の規定による届出をする場合 にあつては、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（計画の届出に関する経過措置）</p> <p>第二条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）<u>第八十八条</u> <u>第一項</u>の規定は、平成二十七年二月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、<u>第三条</u>の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。） （第二条第一項第三号の三に掲げる物（第二条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則（次条において「旧有機則」という。） 第一条第二号に該当するもの及び第三条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則（次条において「旧特化則」という。） 第二条第一項第三号の二に掲げる物に該当するものを除く。附則第五条において「経過措置対象有機溶剤等」という。）に係るもの又は労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号19の4若しくは新特化則別表第一第十九号の四に掲げる物（以下「ジメチル―二―ジクロロピニルホスフェイト等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。</p> <p>（作業環境測定士の資格に係る経過措置）</p> <p>第十条 この省令の施行の際現に作業環境測定法施行規則（昭和五十</p>	<p>附則</p> <p>（計画の届出に関する経過措置）</p> <p>第二条 労働安全衛生規則<u>第八十六条</u> <u>第一項</u>及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）<u>第八十八条</u> <u>第二項</u>において準用する同条<u>第一項</u>の規定は、平成二十七年二月一日前に同規則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、<u>第三条</u>の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。） 第二条第一項第三号の三に掲げる物（第二条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則（次条において「旧有機則」という。） 第一条第二号に該当するもの及び第三条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則（次条において「旧特化則」という。） 第二条第一項第三号の二に掲げる物に該当するものを除く。附則第五条において「経過措置対象有機溶剤等」という。）に係るもの又は労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号19の4若しくは新特化則別表第一第十九号の四に掲げる物（以下「ジメチル―二―ジクロロピニルホスフェイト等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。</p> <p>（作業環境測定士の資格に係る経過措置）</p> <p>第十条 この省令の施行の際現に作業環境測定法施行規則（昭和五十</p>

年労働省令第二十号。以下この条において「作環則」という。）別表第五号に掲げる作業場の種類について作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この条において「作環法」という。）第七條又は第三十三條第一項の規定による登録を受けている第一種作業環境測定士又は作業環境測定機関は、それぞれ作環則別表第三号に掲げる作業場（新特化則第二條の二第一号イに掲げる業務を行う作業場に限る。以下この条において同じ。）の種類及び第五号に掲げる作業場の種類について登録を受けているものとみなす。

2・3 (略)

年労働省令第二十号。以下この条において「作環則」という。）別表第五号に掲げる作業場の種類について作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この条において「作環法」という。）第七條又は第三十三條第一項の規定による登録を受けている第一種作業環境測定士又は作業環境測定機関は、それぞれ作環則別表第三号に掲げる作業場（新特化則第二條の二第一号イに掲げる業務を行う作業場に限る。以下この条において同じ。）の種類及び第五号に掲げる作業場の種類について登録を受けているものとみなす。

2・3 (略)

様式第20号(第86条関係)

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名称		常時使用する 労働者数	
設 置 地			主たる事務所の 所在地	電話 ()	
計画の概要					
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種 類 等	取 扱 量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名		参画者の 経歴の概要			
工事着手 予定年月日		工事落成予定 年 月 日			

年 月 日

事業者 職 氏

名 ㊟

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げ

る機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。

ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。

ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。

ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。

6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。

7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。

8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気の方法を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。

9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

様式第20号(第85条、第86条関係)

建 設 物 等
機 械 等 設置・移転・変更届

事業の種類		事業場の 名称		常時使用する 労働者数	
設置地			主たる事務所の 所在地	電話()	
計画の概要					
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種類等	取扱量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名		参画者の 経歴の概要		電気使用設備 の定格容量	k w
工事着手 予定年月日			工事落成 予定年月日		

年 月 日

事業者 職 氏

名 ㊦

労働基準監督署長 殿
備考

- 1 表題の「建設物」及び「機械等」並びに「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、次の業種を除き、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
うま味調味料製造業 動植物油脂製造業 紡績業 染色整理業 紙加工
品製造業 セロファン製造業 新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業
機械修理業
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、建設物又は機械等の設置、移転又は変更の概要

を簡潔に記入すること。

- 5 「製造し、又は取り扱う有害物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで（22の項を除く。）の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。

ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。

ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。

ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。

- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。

7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。

8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）並びに換気の方法を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。

9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

- 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 20 号の 3(第 87 条の 5 関係)

計 画 届 免 除 認 定 証

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

認定年月日

認定事業場の名称

認定事業場の所在地

認定番号

有効期限

右記の事業場は、労働安全衛生法第八十八条第一項ただし書の規定による認定を受けた事業場であることを証する。

平成 年 月 日

労働基準監督署長



様式第 20 号の 3(第 87 条の 5 関係)

計 画 届 免 除 認 定 証

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

認定年月日

認定事業場の名称

認定事業場の所在地

認定番号

有効期限

右記の事業場は、労働安全衛生法第八十八
条第一項ただし書（同条第二項において準
用する場合を含む。）の規定による認定を受
けた事業場であることを証する。

平成 年 月 日

労働基準監督署長



様式第20号の4 (第87条の7関係)

実施状況等報告書

認 定 番 号	認 定 年 月 日	機 械 等 の 設 置 等 の 状 況			
		機械等の種類	設 置	移 転	変 更
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名					
住 所	電話 ()				
事 業 の 種 類	認定事業場の名称				
認定事業場の所在地	電話 ()				
労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について監査を行った年月日					

平成 年 月 日

事業者職氏名



労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「機械等の設置等の状況」の欄は、免除認定後に設置、移転又は変更した機械等について、下表の機械等のうちから該当する番号を「機械等の種類」の欄に、設置、移転又は変更の件数を「設置」、「移転」又は「変更」のそれぞれの欄に記載すること(記載しきれない場合は別葉として差し支えない)。
- 3 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について行った監査の結果を記載した書面
 - ②労働安全衛生規則第87条の9各号に該当しないことを説明する書面
 - ③認定証の記載事項に変更が生じた場合には、変更の事実を証する書面
 - ④下表の左欄に掲げる機械等ごとに設置等の年月日及び右欄に掲げる事項を記載した書面
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

番号		機械等の種類	記載事項
1	労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(同令第85条第1号及び第2号に定める機械等を除く。)	動力プレス(機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。)	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
2		金属その他の鋳物の溶解炉(容量が1トン以上のものに限る。)	①炉の種類、②取り扱う金属その他の鋳物の種類
3		化学設備(製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。)	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の名称及びその量
4		乾燥設備(労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。)	①種類、②能力、③乾燥物の種類
5		アセチレン溶接装置(移動式のものを除く。)	①発生器の種類
6		ガス集合溶接装置(移動式のものを除く。)	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
7		機械集材装置(原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離
8		運材索道(支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
9		軌道装置	①軌道の長さ
10		型枠支保工(支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。)	—
11		架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。)	(仮設のもの以外のものに限る。) ①設置地、②架設通路の種類
12		足場(つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。)	—

13	有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条（特定化学物質障害予防規則第38条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
14	鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
15	労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
16	特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
17	特定化学設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
18	特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特定化学物質障害予防規則第2条の2第2号又は第4号に掲げる業務のみに係るものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
19	特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	①排気の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要

20	特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置	①排液の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
21	特定化学物質障害予防規則第38条の17に規定する1,3-ブタジエン等に係る発散抑制の設備(屋外に設置されるものを除く。)	①設備又は装置の種類、②作業の概要
22	特定化学物質障害予防規則第38条の18に規定する硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備(屋外に設置されるものを除く。)	①設備又は装置の種類、②作業の概要
23	特定化学物質障害予防規則第38条の19に規定する1,3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②業務の概要
24	電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。)	①種類、②用途、③性能
25	事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力
26	粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
27	粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要

28		石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
29	(2) 特定 機械等	ボイラー	ア 設置の場合（移動式ボイラーの場合に限る。） ①設置地、②ボイラー検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		第一種圧力容器	ア 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		クレーン	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第44条第1項第1号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②クレーン検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
32		移動式クレーン	ア 設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第85条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
33		デリック	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第129条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②デリック検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨

34		エレベーター	<p>ア 設置の場合（建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第7条第5項（同法第87条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。）</p> <p>①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証（添付）</p> <p>イ 変更の場合（クレーン等安全規則第163条第1項第1号又は第5号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。）</p> <p>①変更した部分、②エレベーター検査証（添付）</p> <p>ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨</p>
35		建設用リフト	<p>ア 変更の場合（クレーン等安全規則第197条第1項第1号又は第2号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。）</p> <p>①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）</p>
36		ゴンドラ	<p>ア 設置の場合</p> <p>①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付）</p> <p>イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨</p>
37	(3) その 他の機械	小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号
38	等	クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満(スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満)のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
39		デリック(つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重

40	エレベーター(積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重
41	簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重

様式第20号の4 (第87条の7関係)

実施状況等報告書

認 定 番 号	認 定 年 月 日	機 械 等 の 設 置 等 の 状 況			
		機械等の種類	設 置	移 転	変 更
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名					
住 所	電話 ()				
事 業 の 種 類	認定事業場の名称				
認定事業場の所在地	電話 ()				
労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について監査を行った年月日					

平成 年 月 日

事業者職氏名



労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「機械等の設置等の状況」の欄は、免除認定後に設置、移転又は変更した機械等について、下表の機械等のうちから該当する番号を「機械等の種類」の欄に、設置、移転又は変更の件数を「設置」、「移転」又は「変更」のそれぞれの欄に記載すること(記載しきれない場合は別葉として差し支えない)。
- 3 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について行った監査の結果を記載した書面
 - ②労働安全衛生規則第87条の9各号に該当しないことを説明する書面
 - ③認定証の記載事項に変更が生じた場合には、変更の事実を証する書面
 - ④下表の左欄に掲げる機械等ごとに設置等の年月日及び右欄に掲げる事項を記載した書面
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

番号	機械等の種類	記載事項
1	(1)労働安全衛生法施行令第24条に定める事業場における建築物等((2)から(4)までに掲げるもの及び労働安全衛生規則第84条の2に定める建設物等を除く。)	①設置等の概要
2	(2)労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(同令第84条の2及び第89条に定める機械等を除く。)	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
3	動力プレス(機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。)	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
4	金属その他の鉱物の溶解炉(容量が1トン以上のものに限る。)	①炉の種類、②取り扱う金属その他の鉱物の種類
5	化学設備(製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。)	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の名称及びその量
6	乾燥設備(労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。)	①種類、②能力、③乾燥物の種類
7	アセチレン溶接装置(移動式のものを除く。)	①発生器の種類
8	ガス集合溶接装置(移動式のものを除く。)	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
9	機械集材装置(原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離
10	運材索道(支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
11	軌道装置	①軌道の長さ
12	型枠支保工(支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。)	—
12	架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。)	(仮設のもの以外のものに限る。) ①設置地、②架設通路の種類

13	足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）	—
14	有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条（特定化学物質障害予防規則第38条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
15	鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
16	労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
17	特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
18	特定化学設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
19	特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特定化学物質障害予防規則第2条の2第2号又は第4号に掲げる業務のみに係るものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要

20	特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	①排気の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
21	特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置	①排液の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
22	特定化学物質障害予防規則第38条の17に規定する1,3-ブタジエン等に係る発散抑制の設備(屋外に設置されるものを除く。)	①設備又は装置の種類、②作業の概要
23	特定化学物質障害予防規則第38条の18に規定する硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備(屋外に設置されるものを除く。)	①設備又は装置の種類、②作業の概要
23の2	特定化学物質障害予防規則第38条の19に規定する1,3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②業務の概要
24	電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。)、同令第15条第1項の放射線装置室、同令第22条第2項の放射性物質取扱作業室又は同令第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設	<p>ア 放射線装置 ①種類、②用途、③性能</p> <p>イ 放射線装置室 ①アの①～③に掲げる事項、②遮蔽物等、③警報装置</p> <p>ウ 放射性物質取扱作業室 ①作業室の構造及び材料、②取り扱う放射性物質、③汚染検査場所の有無</p> <p>エ 放射性物質に係る貯蔵施設 ①貯蔵施設の構造及び材料</p>
25	事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力

26		粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
27		粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
28		石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
29	(3) 特定 機械等	ボイラー	ア 設置の場合（移動式ボイラーの場合に限る。） ①設置地、②ボイラー検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		第一種圧力容器	ア 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		クレーン	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第44条第1項第1号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②クレーン検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
32		移動式クレーン	ア 設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第85条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨

33		デリック	<p>ア 変更の場合（クレーン等安全規則第129条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②デリック検査証（添付）</p> <p>イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨</p>
34		エレベーター	<p>ア 設置の場合（建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第7条第5項（同法第87条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。） ①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証（添付）</p> <p>イ 変更の場合（クレーン等安全規則第163条第1項第1号又は第5号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②エレベーター検査証（添付）</p> <p>ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨</p>
35		建設用リフト	<p>ア 変更の場合（クレーン等安全規則第197条第1項第1号又は第2号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）</p>
36		ゴンドラ	<p>ア 設置の場合 ①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付）</p> <p>イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨</p>
37	(4) その 他の機械	小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号

38	等	クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満(スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満)のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
39		デリック(つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
40		エレベーター(積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重
41		簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重

様式第11号(3)(甲)(第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章
 (防じんマスク及び防毒マスクの面
 体用並びに電動ファン付き呼吸用保
 護具の面体等用)



備考

1 この型式検定合格標章は、次に示す寸法によること。

L_1 18ミリメートル以上

L_2 12ミリメートル以上

縁の幅は1ミリメートル

2 この型式検定合格標章は、金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字、縁及び線を白色で、明瞭に表示し、防じんマスク又は防毒マスクにあつては面体に、電動ファン付き呼吸用保護具にあつては面体、フード又はフェイスシールドに付すものとする。ただし、使い捨て式の防じんマスクにあつては、この型式検定合格標章と同一の形式で直接面体に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。

3 「国(年)検」の欄中(年)は、型式検定に合格した年(有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る更新検定に合格した年)を、例えば(平26)のごとく表示すること。

4 「品名及び種類」は、次によること。

(1) 防じんマスク

品名は、DR と表示し、種類は、取替え式のもののうち直結式にあつては「直」、隔離式にあつては「隔」、使い捨て式のものにあつては「捨」と、また、その性能により、RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2 又は DL3 と表示すること。

(2) 防毒マスク

品名は、GM と表示し、種類は、直結式にあつては「直」、隔離式にあつては「隔」、直結式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能により S1、S2、S3、L1、L2 又は L3 と表示すること。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具

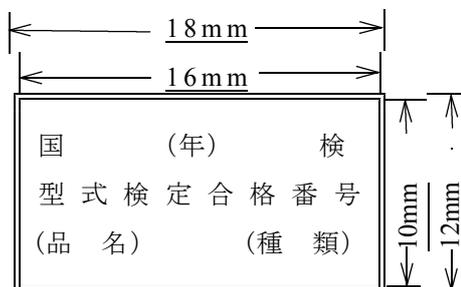
品名は、PR と表示し、種類は、通常風量形のものにあつては「通」、大風量形のものにあつては「大」と、また、漏れ率に係る性能により、S、A 又は B と表示すること。

5 複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。

様式第11号(3)(甲)

(第14条関係)

(労働衛生保護具用型式検定合格標章
 (防じんマスク及び防毒マスクの面体用))



備考

- 1 この型式検定合格章は、金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字、縁及び線を白糸で明りように表示し、防じんマスク又は防毒マスクの面体に付すものとする。
- 2 「国(年)検」の欄中(年)は、型式検定に合格した年、(有効期間が更新されたときあつては、当該更新に係る更新検定に合格した年)を、例えば(平12)のごとく表示すること。
- 3 「品名及び種類」は次によること。

(1) 防じんマスク

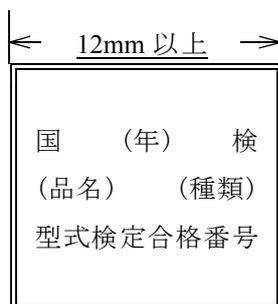
品名は、DR と表示し、種類は取替え式のもののうち直結式にあつては、「直」、隔離式にあつては「隔」、使い捨て式のものにあつては「捨」と、また、その性能により、RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2 又は DL3 と表示すること。ただし、使い捨て式のものにあつては、この型式検定合格章と同一の形式で直接面体に明りよな表示をすることによりちょう付に代えることができる。

(2) 防毒マスク

品名は、GM と表示し、種類は、直結式にあつては「直」、隔離式にあつては「隔」、直結式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能により S1、S2、S3、L1、L2、又は L3 と表示すること。

様式第11号(3)(乙)(第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章
 (防じんマスク及び電動ファン付き
 呼吸用保護具のろ過材、防毒マスク
 の吸収缶(ろ過材が分離できるものに
 あつては、ろ過材を分離した吸収缶及
 びろ過材)並びに電動ファンが分離で
 きる電動ファン付き呼吸用保護具の電
 動ファン用)



備考

- 1 この型式検定合格標章は、これを印刷した紙の貼付又は明瞭な直接表示により、防じんマスク若しくは電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶(防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材)又は電動ファンを分離することができる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに付すものとする。
- 2 この型式検定合格標章は、一辺を12ミリメートル以上の正方形とし、縁の幅を1ミリメートルとすること。ただし、貼付すべき紙に印刷する場合にあつては、一の型式検定合格標章について一辺を12ミリメートルの正方形とした上で、複数の型式検定合格標章を同一の紙に印刷することができる。
- 3 「国(年)検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号(3)(甲)の備考3及び4の例によること。ただし、電動ファン付き呼吸用保護具に表示する場合における「種類」の表示方法については、次の各号に掲げる表示すべき箇所に応じてそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - イ ろ過材 その性能によりPS1、PS2、PS3、PL1、PL2又はPL3と表示すること。
 - ロ 電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン 通常風量形にあつては「通」と、大風量形にあつては「大」と表示すること。
- 4 複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。

様式第11号(3)(乙)(第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章(防じんマスクのろ過材及び防毒マスクの吸収缶(ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材)用)

← L →

← ℓ →

国	(年)	検
(品名)		(種類)
型式検定合格番号		

備考

- この型式検定合格標章は、これを印刷した紙のちよう付又は明りような直接表示にり、防じんマスクのろ過材又は防毒マスクの吸収缶(防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材)に付すものとする事。
- この型式検定合格標章は、正方形とし、次に示す寸法のいずれかによること。ただし、ちよう付すべき紙に印刷する場合にあつては、一の型式検定合格標章についてイの寸法とし、複数の型式検定合格標章を同一の紙に印刷することができること。

L ℓ

イ	<u>12</u> ミリメートル	<u>10</u> ミリメートル
ロ	<u>24</u> ミリメートル	<u>20</u> ミリメートル
ハ	<u>36</u> ミリメートル	<u>30</u> ミリメートル

- 「国(年)検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号(3)(甲)の備考2及び3の例によること。